

第 2 回 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会 概要

開催日時

平成 22 年(2010 年)7 月 14 日(水) 10:00 ~ 12:00

開催場所

滋賀県庁本館 4 - A 会議室

出席委員

岩波委員、末田委員、田中委員、前崎委員、増田委員、宮浦委員、吉田委員

以上 7 名(五十音順、敬称略)

議題

1. 森林審議会における琵琶湖森林づくり県民税の議論について

「森林審議会における琵琶湖森林づくり県民税の議論について」を、事務局から「資料 1」および「参考資料 4 ~ 11」に基づき説明。

(会長)

いくつかの点に関して、現状がどうなっているかという事について、事務局から補足的に説明してもらうことも含めて、現在の事業の展開状況やこれまでの経緯、森林審議会での提案について各委員からご意見を賜りたい。

(委員)

今回都道府県の取組状況の説明がなかったが、導入団体で税収規模に差がある中で、導入団体毎の森林面積の状況が気になる。いわゆる「森林環境税」の導入が全国的に広がった際に、滋賀県の導入レベルが都道府県全体から見てもあまりずれないように展開して欲しい。

また、地球温暖化に係る吸収源対策の関係で、間伐事業については、例えば資料 1 の 3 ページに「1-4 森林吸収源確保対策事業」では、平成 22 年度から新規で 1,700ha を対象に実施するほか交付金等で支援していくのかと思うが、どの位の規模の間伐を実施して CO₂ 吸収源として計算したのか。また、今後どの位の規模・サイクルで実施されるのかが分からないと、間伐事業の内容が掴みにくい。一方で、自分で森林を管理しているという人達から、森林を管理しているところには支援がないという苦情も聞いている。間伐を積極的に取り組んでいる地域には支援しないのか。一方で、間伐をしないところには支援するのかという議論もあるので、間伐に関してはどれ位の規模でどれ位続くのか、大きな数字になると思う。

二ホンジカ対策について、以前は琵琶湖森林づくり事業ではなく従来事業で対応されてきたと思うが、琵琶湖森林づくり事業として比較的大きな規模で実施される。二ホンジカの被害は滋賀県にあっておかしくない話なので、対応しなければならない事なのだが、県民税を充当するのは本当に良いのかという疑問はある。

(事務局)

二ホンジカ対策については、森林病虫獣害対策として既存事業で実施してきたところ。主な対策としては、資料 11 にあるように、食害ネットや食害防止のための木へのテープ巻きによる対策等の対処療法的な対策が主であった。最近ではシカの個体数が急激に増加しており、下層植生の深刻なダメージによって、単に林産物の質の低下や被害と言ったレベルではなく、生物多

様性の消失や森林の更新の停滞、表土の流失に伴う土砂の堆積によって災害が助長されることから、非常に重要かつ緊急な状況として、今回の個体数の調整という新たな対策を講じることとしている。

間伐事業については今後精査させていただきたいと思うが、国では、森林吸収源対策として平成 19 年から平成 24 年までの 6 年間に 1,300 万トン（炭素トン）の吸収を考えており、そのためには、6 年間で 330 万 ha（単年ベースで 55 万 ha）の間伐を行わないと国際公約に近づくことが出来ない計算になる。県としても、従来からの間伐事業の取組の中で、今まで以上に取組む必要があることから、この 6 年間で間伐事業を重点的に実施していきたいと考えている。

（委員）

所有者が自らやっている割合がどれだけあるのか知りたい。熱心に取り組まれている人たちに支援が行けば、循環的に間伐してくれるのではないかと期待がある。「自分達には支援はないのか」と言う人達も結構いるので、その辺のところも数字として知りたい。

（委員）

資料 10 の 3 ページにあるように、ニホンジカ対策については、従来事業の上乗せ分として、追加的に必要な 4,300 頭を対象に市町が行う捕獲経費に対して補助することとしている。上乗せ事業を 3 年間実施した後、以前のシカの生息数が確保出来れば当事業は終了するが、状況次第では実施期間が延びる可能性もある。

（事務局）

他府県の状況については、この議論の後に説明したい。

（委員）

間伐事業について、間伐した後の間伐材がどれだけ川下に下りていくか比率を教えてください。山の中にあるのか、だいぶ下りてきているのか。川下にあまり下りていないのであれば、間伐材の搬出利用を進めて行かなければならない。

（事務局）

間伐事業については、かなり事業量を増やしていつている状況であるが、実際切った間伐材を搬出するのは経済的な条件や地域的な条件もあってなかなか難しい。また、捕捉調査も困難な面があることから詳細なデータが揃わない状況であるが、現場の状況等から判断して、間伐材全体の約 1 割程度が川下に下りているのではないかと。

（委員）

そうすると 9 割位はまだ山にあるということか。そのままだと土砂災害等で流れてしまうので、間伐材が下に行かないような対策は講じられているのか。

（事務局）

実際、間伐事業については、いわゆる切り捨て間伐を行うことが多い。県としては、災害を助長しないように林内集積や林内整備を進めてもらっているが、高齢級になると経費がかかることから、コスト面から切り捨てたままになっている場合も多い。

（委員）

間伐材が山に残ったままでもったいないことになっている。それをなんとか川下に持って行って、有効活用していただきたい。

（委員）

間伐材の搬出が進むよう、小規模な森林所有者を集めて搬出路を整備し、機械化をすること

で生産コストを下げるように取り組んでいきたい。実際、伐採・搬出に1万2～3千円かかっているが、売却額が8千円～1万円にしかならず、赤字が出ている。まずはコストを下げていくことが大事であり、現在それに取り組んでいる。

(委員)

コストを下げるには高性能な林業機械を入れる必要があるが、滋賀県にはその数が少ないように見受けられる。ある所で高性能林業機械を見る機会があったが、かなりの効率化につながっている。チェーンソーでやるのとは全然違うので、作業を効率的に行うには高性能林業機械を導入が必要だが、その機械を入れるためには路網整備が必要である。また、その価格も高い。

(委員)

国の補助が一定あるが、価格が高い。滋賀県には9台あるのか。

(事務局)

平成20年度データでは、全国で約3,500台あるが、滋賀県では6台のみとなっている。

(委員)

枯損木の撤去はどれくらい進んでいるか。枯れて立ったままの木を早く撤去した方が、健全な森林を守るためには良いことだと思うが。

(事務局)

琵琶湖森林づくり事業である「里山リニューアル事業」として、里山を対象とすることから集落に近いところを限定に、森林・竹林の整備も含めて、枯損木の除去を併せて実施している。皆さんがまた元の山に入って行けるような状態に持って行くことを目的に、湖北地方を中心に年間約100ha～150haを対象として実施している。

(委員)

枯損木は県民からよく見えるので、それが片づかないと折角県民税を払っているのにという思いがある。

二ホンジカ対策に県民税を充当して良いのか疑問がある。暫定的な措置で実施することとして、十分対応できるのか。もしかしてもっと危機的な状況にあって、別の立法措置を講じて対策を取る必要があるほど大変な事なのではないかと危機感を持っている。県では、琵琶湖森林づくり事業として実施することで、ある程度対処できるという考えを持っているのか。

(事務局)

今までの野生鳥獣対策は、琵琶湖環境部自然環境保全課が中心になって進めており、そこで行動計画を策定し、その中で頭数規制・管理ということでデータを示している。その目標に達するためには現在の頭数の半分位に減らさないと多分駄目なのではないかという考えがあり、今回は喫緊の取組として、森林の生態系の保全、公益的機能を守るために自然環境保全課と協力しながら実施することとしている。

(委員)

色々な手段を講じるのは良いと思うが、もっと根本的な対策を講じる事も必要ではないかという気がする。県民税を充当することは悪いことではなく、良いことだと思うが、もっと根本的な事も考える必要があるのではないかと思う。

(委員)

二ホンジカ対策を実施することによって他の事業予算にくい込み、県民税を上げてしまうとなると色々な問題が出てくるので、それが気になっている。確かに、二ホンジカの危機的対策

というのは、森林の水源かん養等を含めて非常に大事なことだが、それを言うなら全てそうであって、地球温暖化、循環型、自然との共生等々がバラバラでも動きながら絡んでいる。特に森林の場合、循環型にも関わるし、自然との共生にも関わるし、地球温暖化にも関わるし、全部網羅している。どこで予算を出すかは難しいが、ここを膨らませてしまうと今までやっていたことが見えてこなくなる。今まで県民税を充当してこなかった中で、事業費 5,300 万円というのは結構大きな額であり、気になるところである。

例えば、ニホンジカ対策は琵琶湖森林づくり事業だけで実施するのか、それとも、他の部署でも予算が組まれていて、今言った色々な組み合わせの中で「森林を守る」ということを中心に事業を展開するのか。例えば、捕獲をするための用具まで全部県民税を充当して予算執行するのかということもある。事業の全てを琵琶湖森林づくり事業で実施するのは大変だし、他の事業とあまり複雑に絡むとまた使い道が難しいと思う。

(事務局)

ニホンジカ対策事業については、今までから対処療法的な対策を講じてきたところであるが、その効果がなかなか見られないような箇所もあったので、今回、頭数調整を行うこととなった。ワナの設置等は他の部署で行われることになろうかと思うが、琵琶湖森林づくり事業では頭数調整に的を絞った形で事業を実施する。

(委員)

県民税から全て執行されるものだと思ったので非常に違和感があったが、ニホンジカ対策を実施されること自体は、すごく良いことだと思う。滋賀県だけでなく、何処の地域でも被害が深刻と聞いている。

(事務局)

去年、県民との意見交換会を実施した際にも、ニホンジカの被害を何とかしてもらいたいといった意見が多くあった。

(委員)

県産材の利用促進について、従来は家を建てる人に柱材を提供されていたところであるが、瑕疵担保責任等の懸念から、昨年度からお金で支払うという形に方法が変わった。以前は、県からお金を貰えるのだったら質のあまり良くない柱材で良いだろうということで提供される山主さんがいて、大工さん達から見てちょっとこれはと思える材料がたくさんあったが、敢えてやっぱり意味のある事だと思って、みなさん一生懸命何とか工夫して使っていた。しかし、最近は瑕疵担保責任の観点から、そういう柱材を使って問題が起こった時に誰が責任を取るのか曖昧になるという懸念が出てきたため、昨年度から、家全体で県産材・柱材を提供されたのと同じ分だけ何処にでも良いから使った場合は、その工務店に対して補助する方法となった。この方法に変わった時に、自分の周りから、「声の大きい、商売上手な工務店が上手にやって、結局見えないところに県産材を使って、端材的な使い方で補助を受けている。」「施主さんにお金が行かずに工務店に入るので、宣伝上手な所が積極的に活用される一方で、今まで地道に県産材を何とか使っていこうと活動している人も利用するが、仕事がこの不景気で上手く宣伝する工務店等に行くので、地道にやっていたところが廃れる状況になっている。」といった意見を多く聞く。端材でも県産材を利用するので、多少は県産材の利用促進に貢献することになるが、見えないところに使っているのでは、県民には全然わからない。工務店が使ったと言っている程度で、家を建てている人とか県民の意識は全然高まらない状態にある中で、県産材の利用促進

に係る事業の進め方に問題があるのではないかと。しっかりした材料を材料のままで提供する方法が良いのではないかと。木材のままで提供すれば、使うのも工夫があるので大工さんの技術向上につながるし、木を扱う文化的な技術とかも継承していかないと山を守れないという事があるので、県産材をそのまま利用するのが基本かと思う。

それと関連して、資料4には集成材、人工乾燥材等の需要の増加と記載されているが、これに支援していくということなのか。県産材をそのまま使うのが一番効率的というか、エネルギーを使わないので長く使えると思うが、集成材は加工する時点でエネルギーを使うし、人工乾燥も色々問題があるので、人工乾燥ではない、木に良い乾燥の仕方を一生懸命取り組んでいる製材所や山主さんには支援が向かわないのは疑問である。多くの県民にとって安くて手に入る方が良いのかもしれないが、時間や手間がかかるものにも支援があってもいいのではないかと思う。

柱材の提供に関して、良い物が出てこない状況や使いたくても使えない状況があるので、県産材を良い材料としてストックしていく体制がほしい。集成材に力を入れると良い材木でさえも集成材に使ってしまう体制になってしまう。県民に対して県産材の良さをアピールするには良い品質の材木をストックする体制に対して県民税を充当していく必要があると思う。予算措置がないので、今後どうするのか知りたい。

間伐材について、里山的な山を持っている小規模森林所有者は、みな働きに出ているので山は放置している状態にある。例えば、ある人がボランティアで間伐・玉切りして整頓までして置いていってくれているが、その搬出には人手がかかることから置いたままになっている状態で、それを見た近隣の人達が困っている場合がある。このような小さな声を拾えるような体制づくりにも県民税を充当できないか。さっきの柱材の話もそうだが、小さな工務店が「それはないだろう」と言っている声も拾える、次の県民税に活かせるような体制づくりがあると良い。一生懸命やっている人の力を助けることに県民税を使って欲しい。レクリエーションのような森林のイベントで意識を高めるのも良いが、地道に汗を流して頑張っている人に貢献出来るような体制づくりを整備して欲しい。

ペレットストーブや薪ストーブの普及について、家に設置するにしても熱容量が大きすぎてなかなか設置することができない状況にあるので、その小型化への研究・開発に対して県民税を充当することができないか。環境意識のある人からは小型のペレットストーブ等があればという要望を聞く機会が多いので、ペレットストーブ等の小型化で普及が進めば間伐材の利用促進につながるのではないかと。

いずれにしても、小さな活動をしている人、小さな工務店に支援がいくような体制づくりを何とか整備してほしい。個人に対して直接的な支援は非常に難しいというのは理解できるが、地域で頑張っている人を助けないことには絶対に山は守れないと思うので、そのように考えていただければと思う。

(事務局)

委員の意見は重要な事でもあるので、しっかり受けとめたい。間伐材については、それを搬出できないというのが問題だが、機械力を使っても1割程度しか搬出できていないのが現状なので、県民税を活用して搬出路整備のための事業(間伐材搬出対策事業)を行っている。正確な数値は把握できていないが、間伐材搬出対策事業の実施により間伐材の搬出量が増えているという報告も入っている。

薪ストーブ・ペレットストーブについては、大きなものなので据え付けも大変であるし、消防法等の関係で簡単に設置することができない状況であり、公的な機関には設置が進んでいるものの、その数はまだまだ少ない。原因はやはり火力の調整が難しいため、そのあたりを改良すれば普及が進むかと思う。琵琶湖森林づくり事業では、「森の資源研究開発事業」により公募で研究開発を行っているので、こういった事業を活用していただければ良いかと思う。

木材利用の件については、基本計画の中で議論があり、山から出てくる木材の中には間伐材や利用に適していない木から、本当に優良な木まで色々ある。そういうような材を仕分けしていきながら、本当に優良なA材と呼ばれている木材については、柱材等に活用出来て、B材・C材は、柱材には使えないが、木材資源として有効に活用することによって炭酸ガスの蓄積に繋がることとなる。B材・C材については、マテリアル的な利用としての活用が広がるとして、県産材の活用の幅が広がっていくことが必要ではないかと思う。勿論A材をどう上手く活用していくかというのが重要であることは間違いないが、全体量を増やしていくことで利用率が上がるかと思う。

(委員)

仕分けするのに労力と費用がかかるので、全ての木材を仕分けせずに集成材加工業者に持っていったら高く売れるというので、仕分けする間もなく山主さんの方が全部持って行って集成材にしてもらうという話がある。集成材に対する支援を進めると、今の話のようなことに拍車がかかることにも繋がりがねないので、県として木材の仕分けを確実に行わせて、A材を集成材に使わせないような施策を講じることが重要ではないか。

(委員)

県としてもそういった思いはあるので、木材流通拠点的なストックヤードをこれから整備していこうと考えている。A・B・C材に仕分けして、良い物は良い物、合板は合板、チップはチップと分けて安定供給していくことを目的として取組を始めているところなので、今の意見はすごく重要である。できればそういった事業に県民税を充当できればと考えている。

(委員)

県材を幅広く利用していく事は良い事だと思うが、外材が入ってくる前の滋賀県の森林木材の使い方はどうなのか。例えば、京都では伝統的に木曽檜や四国産の木の需要が多い。そして丸太で買う。集成材の関係では、丸太材と集成材の競争があるようで、集成材にすると1本を結構高い木で買っていく工務店が丸太で買おうとするとすごく高くて買えないという状況で、集成材を作っているところに全部持っていかれるという話もあり、京都の文化から、なかなか簡単に建材を使うということまでいかないようである。だから、滋賀県も歴史や文化を守るという観点から、外材が入ってくる前の状況に戻すということを目的とするならば、以前は全て滋賀県の木を利用してきたのか、それとも木曽産の木を利用してきたのか、そういったところも考慮したうえで、利益中心ではなく外材の流入を阻止する必要がある。その辺りを含めて検討してほしい。

(事務局)

これについては、琵琶湖森林づくり事業のうち「『びわ湖材』産地証明事業」で県産材のブランド化を進めており、びわ湖材の認証により県産材の活性化を行いたいと考えている。この事業は始めたばかりで、現在定着しつつあるかと思う。

(委員)

「昔はこうだった。」と戻るのはおかしくないと思う。

(委員)

最近国産材が復活しつつあるということで、外材を国産材に計画的に置き換える作業が重要だと思う。滋賀県から出る木材を業者がどのように買っているかということ、県はしっかりと把握されているのかどうか。伝統建築は勿論のこと、主に使われているマーケットで、しっかりと数量を把握した状態で必要とする木材を流す事も大事だと思う。ベニヤや集成材はダメということにしてしまっただけではいけない。将来的に、近江材が伝統建築に使われることが望ましいというのは分かるが、今ある日本の木材の流通の中で、外材をどのように国産材に置き換えていくかというビジョンを持っていかないといけないと思うが、その点はどうか。

(事務局)

木材の流通についてこれまで十分把握しきれていなかったため、木材流通利用担当を置いてその把握に努めているところであるが、流通の仕組みが複雑で、その把握が非常に難しい。

外材から国産材への置き換えについては、国レベルでは将来にわたって外材消費を国産材の半分にするという方針がとられているので、地産地消の観点から県産材が地元で活用されるようストックヤード設置等の施策について検討を進めていきたい。

(委員)

資料9の「1-3 森林環境の調査研究事業」は、事業費がだんだん減少しているが何故か。また、森林ボランティアから「森林に入ろうとした時に何処が境界かわからない。森林境界をはっきりして欲しい。」との要望があったが、それはどう対応されているのか。

(事務局)

調査研究事業については、事業当初に、県下の状況を見てどこが遅れているかとかどこに森林があるかということ把握するための間伐促進マップという資料を作成していたが、それを調査するのに当初は飛行機を飛ばして基礎分析を行っていた。平成20年度にその業務が終了して、それ以降はデータ整理に移ったことから、事業費が減少している。

森林境界については、里山協定のみならず間伐作業を行う時にも課題となっているところであり、その事業については国からの補助を受けて実施しているが、なかなか進んでいないのが現状である。

(委員)

森林所有者本人も境界をよく把握していないのが現状となっているので、それを決めていくには所有者が集まって決めるしかない。このことは、今後集約化を進める時に一番の課題になるので、県としてはそこに力を入れていかなければならないと考えている。

(委員)

森林所有者自体の把握は出来ているか。全国レベルではそこら辺に問題があるようだ。

(委員)

森林所有者は基本的には出来ている。ただし、相続で上手くいってないと分からないところがあるので、課題ではあると思う。

(委員)

森林を持っている人が自覚していないというのが沢山ある。

(会長)

森林審議会が県民税の使い方についての意見を示していただいているところであるが、当審議会が示している「県民税を活用した事業については、全体として着実な成果を上げつつあり、今後も継続して取り組んでいくことが必要」という意見について、この検討会では了解することに関しては異論がないところかと思う。一方で、資料5の4番目の意見(基本計画戦略プロジェクトの諸施策の推進・進捗を図るうえで、事業拡大を進めるための県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取り込み、地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の利活用、さらに森林被害防止のための二ホンジカ対策などについて、県民税全体のバランスを考慮するなど取り扱いに注意し、緊急に取り組んでいくことは、妥当と考える。)について、検討会で確認をする必要があるかと思う。

資料5の4番目の意見にある「国の補助事業の取り込み」という意味は、基本的な県民税として6億円あり、それに上積みとして1億円・2億円といった国からの補助金がある。つまり、滋賀県の取組が先進的であるということもあって、国の方が後から補助事業として追い付いてきたと言うことで増えてきたことを、「国の補助事業の取り込み」と表現していると思う。行政サイドは色々な考え方があり、事業担当課としては、今まで自分達が頑張ってきたのだから、それが国の方が後追いして2億円上積みしてくれたので、8億円で事業を実施するのが当たり前だと思えると思う。私は当然だと思うが、ただ、一般的に色々な行政の観点からいうと、それなら事業規模をそのまま上積みする必要がなく、県の負担部分はその分減るなら事業規模は6億で良いのではないかという議論もあり得ないことでない。滋賀県としては、事業の先進性等を考慮して、国の補助部分については上乘せする形で、平成22年度予算を組まれている。こういった考え方について、それで良いというご意見もあれば、そのまま上積みしていいのかというような理論もあるかと思うが、森林審議会の答申では、これを「可」と考えているところである。

もう一つは、地球温暖化防止の観点からの森林所有者への直接的な支援について、これは個人の林業の促進の面と環境保全という両面を持っており、非常にデリケートな課題だと思うのだが、そうはいても、合理的な範囲で森林所有者への直接的な支援、現実的には平成22年度の予算措置として、例えば高性能林業機械を活用した効率的な搬出作業支援等で具体化されているということについてもご留意願いたい。

あと、先ほど議論があったように、県産材の利活用についても積極的に支援を行う。二ホンジカ対策についても平成22年度から緊急対策として実施される。このような事業について県民税を充当するということや、国庫補助が付く事業については、上乘せする形で継続するというような考え方が示されている。このような考え方や方向性について、基本的に了解するかどうか、この段階での議論の集約として、念のために確認しておきたい。自分としては、自分としては、各委員の皆さんは、この線で良いだろうと考えられていると感じているが、森林審議会での提案・方向性については、基本的には了解するというところでよろしいか。

特に異論がなければ、では基本的には了解をいただいたということで、次の議論に進みたいと思う。

2. 琵琶湖森林づくり県民税条例の趣旨について

「琵琶湖森林づくり県民税条例の趣旨について」を、事務局から「資料2」に基づき説明。

(会長)

資料2で検討していただくのは、県民税条例第1条の目的が合っているかどうかに限ると、結論的には、この新規事業が第1条の規定の範囲内であるとなっているので、あえて第1条の目的を変える必要性は、今日までの段階ではないということになるかと思うが、ご意見をいただきたい。

(委員)

条例の公益的機能の中に、基本計画の中に森林資源の循環利用の促進のことがかなり出てくる。それがこの公益的機能の中に入るのかどうか。もし入らないのであれば、基本理念にある「多面的機能」を条例の中に入れてはどうか。例えば、公益的機能を多面的機能に直し、「森林の多面的機能が持続的に発揮される、環境を重視した新たな森林づくり」を「公益的機能、多面的機能が高度かつ持続的に発揮されるような、環境を重視した森林づくりの施策」と言った内容の表現に改めてはどうか。

(事務局)

基本計画は、県民税の対象事業と対象外事業に分かれており、その内、県民税の対象事業はどのようなものかということ県民税条例第1条で示している。基本計画のうち公益的機能で区分できる事業については県民税を充当するという整理ができることから、文言としては分けた方が望ましいと思う。

(委員)

森林資源の循環利用という、かなり経済的な要素が入っているので、そのことを条例に規定する必要があるのではないかと考えた。

(会長)

今回の議論になるかと思うが、税とは公益的なもの、パブリックなものに充てるということが、制度設計時からの認識だと思う。委員がおっしゃるように、事業の展開が、場合によっては森林所有者への私的利益につながるような形で公益的に補助することも考えられる。しかし、これは色々な面であり得る話で、例えば教育にしても何にしても、色々なプライベートとパブリックが微妙に重なっているところがある。しかし、公益的という言葉を使ったからといって、プライベートな利益は全部排除するという、そこまでの強さはないかと思う。循環的な機能をどう使うかとして、委員が提案された表現は十分可能かと思うが、今申したように、税として、この事業が公の利益を促進するという形で縛りをつけるという方法が法律や政治の領域で求められる。

一般論として、条例を改正するというのは、すごくエネルギーがかかる。事業内容が大幅に変わって、県民税の目的自体を変えなければ対応できない時に、あわせて対応した方が良くと思う。それだけ重要な仕事を行わなければいけないので、目的も変えないといけない。それ位の思いで検討した方が良くような気がする。この議論については、次回の税率等に関する議論にも関係することになるので、条例の全体像を検討する時にも話が上がるかと思う。

(委員)

森林審議会では県民税条例に係る付帯意見をいただいているが、基本的な考え方については、

今の県民税条例の考え方をベースに、事業の拡大をする場合はどうするかという意見をいただいた。そのため、根本をかえるのであれば森林審議会では議論はできないということがあって、その上で付帯意見をいただいている。そういう面から言えば、また別の議論が必要かと思う。

(委員)

資料2の3ページ、「基本方向、基本方針、基本施策の行われていないところ」と書いてあるが、正確には、琵琶湖森林づくり基本計画は長期的なものなので、従来の基本方向、基本方針、基本施策を前提として戦略プロジェクトの見直しの検討を行った。

(事務局)

その部分については、今後の資料で改めさせていただく。

(委員)

県民税制度を設計する際に、資料2の1ページにあるように、県民税を充当する事業の基本的な考え方として、6億円の使い道をしっかりと県民に分かるようにすることと、もう一つは、造林公社とかの赤字を補填するものではないということはかなり厳密に議論した。その一方で、付帯意見で「公的に管理された森林については・・・。」と書いてあるが、これは何故か。

(委員)

県民税における公的森林の取扱いについて、森林審議会事務局が当審議会に意見を求め、どうするかという議論の上で、その答えとして付帯意見でその文章が明記された。

(会長)

では、条例の趣旨については、現状の事業の範囲内なので、趣旨そのものの条例の改正にはならないということをご理解をいただいたと判断したい。

最後の議題は、内容としては次回の議題にも関わる話でもあるので、次回の検討会で事務局から説明をお願いしたい。

3. その他

第3回：平成22年8月18日(水)14:00～16:00 開催場所は未定